

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員職名及び管理職の範囲を定める規程

平成30年4月1日

広域連合訓令第2号

岡山県後期高齢者医療広域連合職員職名及び管理職の範囲を定める規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合一般職員の職名及び管理職の範囲を定めるものとする。

(職名)

第2条 職員の職名は、次のとおりとする。

事務局長 事務局次長 課長 課長代理 課長補佐 室長 係長 主査
副主査 主任 主事

(管理職員等の範囲)

第3条 管理職員は、別表に掲げる職を有する者とする。

事務局長 事務局次長 課長 課長代理 課長補佐 室長

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。